

公益財団法人埼玉県下水道公社委託等競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 公益財団法人埼玉県下水道公社（以下「公社」という。）が発注する委託、修繕、工事及び物品調達に係る競争入札に参加しようとする者が守らなければならぬ事項は次の各号に掲げるものによるほか、この心得に定めるものとする。

- (1) 公社一般競争入札（事後審査型）執行要領
- (2) 公社下水道施設維持操作一般競争入札執行要領
- (3) 公社物品調達一般競争入札執行要領
- (4) 公社指名競争入札執行要領
- (5) 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準
(以下「同族制限基準」という。)
- (6) 公社財務規程第64条に定める最低制限価格について
- (7) 入札公告及び指名通知（以下「入札公告等」という。）
- (8) その他別に定めるもの

2 前項第1号から第6号までの要領等は、公社ホームページに掲載されているので、参照すること。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、公社財務規程、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、その他関係法令及びこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、公社業務委託契約約款（修繕又は工事の場合は、公社修繕・工事請負契約約款。）、設計図面等（設計図面及び仕様書等その他入札金額の見積に必要な図書）、この心得、入札公告等の記載事項及び現場を熟知のうえ、入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）及び刑法（明治40年法律第45号）その他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、入札参加意思その他適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、入札前に情報交換してはならない。
- 4 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格又は内訳書の内容を開示してはならない。
- 5 入札参加者は、入札手続に際し公社の指示に従い円滑な入札執行に協力し、入札執行を妨げたり他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを行ってはならない。
- 6 一般競争入札のうち、第1条第5号の同族制限基準で適用する委託、修繕、工事の入札参加者は、公正さが阻害されるおそれがある入札を行ってはならない。

(指名の取消等)

第4条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4の規定に該当する者となったとき。
 - (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
 - (3) 営業停止命令を受けたとき。
 - (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
 - (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- 2 前項各号に該当した者に対して行った入札参加の指名は、これを取り消す。
- 3 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、埼玉県財務規則第102条において準用する財務規則第91条の規定に該当するとき、又はこれに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、その指名を取り消す。
- 4 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を申し出なければならない。
- (1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。
 - (2) 業務に関し、独占禁止法の規定による排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。
 - (3) 埼玉県内で委託、修繕、工事において事故を起こしたとき。
- 5 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（以下「入札参加停止要綱」という。）に基づき入札参加停止の措置を受けた場合、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）に基づき入札参加除外等の措置を受けた場合は、その指名を取り消す。

（入札）

- 第5条 入札は、入札公告等で指定した日時に行う。ただし、天災等止むを得ない事由が生じたときは、延期又は中止することがある。
- 2 入札書（再度入札によってもなお落札者がないときで、随意契約となった場合は見積書）は必要事項を記入し、記名押印のうえ封筒（封筒にあっては表面に件名、場所等の記入は要しない。ただし、郵送可能な入札書を郵送にて提出するときの封筒の裏面には入札対象の件名、場所、入札参加者名（法人にあっては社名等で可）を記入した封筒とし、封印のうえ指定した日時に届くよう郵送するものとする。）により、提出するものとする。
- 3 前項の場合で、代理人をして入札させようとするときは、代理人にその委任状を提出させなければならない。
- 4 入札参加者は、入札公告等により入札金額見積内訳書の提出を求められたときは、入札公告等又は入札執行者の指示に従い提出しなければならない。
- 5 入札金額見積内訳書に不備がある場合は、当該入札を無効とすることがある。
- 6 本条の入札書、見積書、入札金額見積内訳書の様式は第1条第1項第1号から同項第3号の各要領で定める。

（入札の辞退）

- 第6条 入札参加者は、入札書開札前まで入札を辞退することができる。辞退する場合は、入札辞退届を提出するものとする。
- ただし、再度入札を辞退する場合にあっては入札辞退届又はこの様式によらず、入札書の金額欄に辞退と記入し、提出するものとする。

- 2 入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを行わない。
- 3 本条の入札辞退届の様式は第1条第1項第1号から同項第4号の各要領等で定める。

(落札者又は落札候補者決定の無効)

第7条 落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）が、次条の契約確定までに次の各号のいずれかに該当することとなったときは、落札者等の決定を無効とし契約を締結しないことがある。この場合、公社は損害賠償の責めを一切負わないものとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当するとき（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。
- (2) 競争入札に参加する資格又は入札公告等で示した資格を有しなくなったとき。
- (3) 入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けたとき。
- (4) 暴力団排除要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けたとき。
- (5) 予定価格1億円以上の工事にあっては、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けたとき。
- (6) その他、入札執行が公正、公平に行われていなかったと公社が認めたとき。

(契約の確定)

第8条 契約の確定は理事長と落札者（契約者）が契約書に記名押印したときとする。ただし、落札者（契約者）は契約締結通知を受けた日から5日以内に契約の締結に応じないときは、落札者（契約者）の決定は効力を失う。

(その他)

第9条 提出された入札金額見積内訳書は、入札関係書類として保管する。また、談合情報等があった場合、公正取引委員会及び警察へ資料提供することがある。

附 則

- (1) この心得は令和2年4月1日から施行する。
- (2) 上記(1)にかかわらず、令和2年3月31日までに入札公告された入札については、従前の例によるものとする。